

投資口の併合に係る事前開示書面（追加）

2026年4月13日

ジャパン・インフラファンド投資法人

2026年4月13日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
ジャパン・インフラファンド投資法人
執行役員 佐々木 聡

投資口の併合に関する事前開示事項（追加）

（投資信託及び投資法人に関する法律第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第131条の2に定める事前開示書類）

ジャパン・インフラファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の投資口併合（以下「本投資口併合」といいます。）に関して、2026年3月13日付で「投資口の併合に係る事前開示書面」（以下「本事前開示書面」といいます。）を備え置いておりますが、今般、本事前開示書面の記載事項の一部に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第131条の2第3号に基づき、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、本事前開示書面の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

3. 本投資法人において、最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

<変更前>

(2) 資金の借換え

本投資法人が本日現在有する既存借入金総額345.1億円は、本投資法人の完全子法人化を理由として貸付人の請求により期限の利益を喪失する可能性があります。

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ウ) 本公開買付け後の経営方針及び本投資法人の保有資産の運用方針」に記載のとおり、公開買付者は、本投資法人から要請がある場合には、本投資法人に対して既存借入金の返済のために必要となる資金の貸付けを行うことを予定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに要する資金の貸付人であるエムエル・パワーから、公開買付者が本投資法人に対して行う貸付けのために一定の条件の下で、公開買付者に対して貸付けを行うことについて、2025年11月6日付でコミットメント・レターを取得しているとのことです。

<変更後>

(2) 資金の借換え

本投資法人が本日現在有する既存借入金総額345.1億円は、本投資法人の完全子法人化を理由として貸付人の請求により期限の利益を喪失する可能性があります。

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ウ) 本公開買付け後の経営方針及び本投資法人の保有資産の運用方針」に記載のとおり、公開買付者は、本投資法人から要請がある場合には、本投資法人に対して既存借入金の返済のために必要となる資金の貸付けを行うことを予定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに要する資金の貸付人であるエムエル・パワーから、公開買付者が本投資法人に対して行う貸付けのために一定の条件の下で、公開買付者に対して貸付けを行うことについて、2025年11月6日付でコミットメント・レターを取得しているとのことです。

その後、2026年3月30日開催の本投資法人の第5回投資主総会において、本投資口併合に関する議案及び規約一部変更（本投資法人の既存借入金の返済資金及びその付帯費用を公開買付者から借り入れることができるようにするための借入先に関する規定の変更を含みます。）に関する議案が原案のとおり承認可決され、本投資法人は、公開買付者との間で、以下の借入れを実行することに関して、2026年4月9日付で金銭消費貸借契約書を締結し、2026年4月13日付で当該借入れを実行しております。

① 本借入れの内容

区分 (注 1)	借入先	借入額	利率	借入 実行日	返済期限	返済 方法	担保・ 保証
短期	公開買付者	31,300 百万円	1.69%	2026年 4月13日	2026年 7月13日	元本 一括 返済	無担保 無保証

(注1)「短期」とは借入実行日から返済期限までの期間が1年以内である借入れをいいます。

② 本借入れにより調達する資金の額、使途及び支出時期

(1) 調達する資金の額

合計31,300百万円

(2) 調達資金の具体的な使途

既存借入金34,514百万円を返済するために充当します。

(3) 支出時期

2026年4月13日

(3) 金利スワップ契約の解約

本投資法人は、上記「(2) 資金の借換え」に記載のとおり、既存借入金総額34,514百万円を返済することに伴い、以下の各金利スワップ契約の対象となる借入れにかかる借入金が返済されるため、以下の各金利スワップ契約を2026年4月13日に解約しております。

金利スワップ契約の解約により、2026年5月期において1,848百万円のデリバティブ解約益を計上します。

相手先	株式会社みずほ銀行							
想定元本(百万円)(注1)	4,910	5,700	6,500	3,400	12,200	2,920	4,038	
金利	固定支払金利(注2)	0.610%	0.64%	0.742%	0.987%	1.220%	1.4320%	1.561%
	変動受取金利	基準金利(全銀協6か月日本円TIBOR)+0.40%						
開始日	2020年2月21日	2021年1月6日	2021年12月3日	2022年6月3日	2022年12月2日	2023年12月4日	2024年12月18日	
終了日(注3)	2030年2月21日	2031年1月6日	2031年11月30日	2032年5月31日	2032年11月30日	2033年11月30日	2033年11月30日	
利払日(注3)	借入日以降の毎年5月及び11月の末日							
解約日	2026年4月13日							

(注1) 記載の想定元本は、各金利スワップ契約開始日時点のものです。

(注2) 各金利スワップの設定により、対象となる借入れに係る金利が実質的に固定化されています。

(注3) 当該日が営業日以外の日に該当する場合には翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には前営業日とします。

以上